

高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する  
基本構想検討委員会

第1回委員会

日時：平成28年6月27日（月）13時30分

場所：エコサイクルセンター管理棟会議室

## 会議資料一覧

- 1 会議次第
- 2 委員名簿
- 3 高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する  
基本構想検討委員会設置要綱
- 4 出席者名簿
- 5 配席図
- 6 説明資料

資料1 パワーポイント説明資料

資料2 マスタープラン策定スケジュール（案）

資料3 エコサイクルセンター利用者アンケート調査票（案）

資料4 管理型産業廃棄物最終処分場の整備手法等調査票（案）

エコサイクルセンターパンフレット

第4期高知県廃棄物処理計画（環境対策課ホームページ参照）

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/2016012200039.html>

（委員には冊子を配布）

高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想検討委員会

第1回委員会 会議次第

日時：平成28年6月27日（月）13時30分

場所：エコサイクルセンター管理棟会議室

- 1 開会挨拶
- 2 委員の紹介
- 3 委員会の設置及び運営について
- 4 委員長の選出
- 5 議題
  - (1) 高知県における産業廃棄物処理の現状について
  - (2) エコサイクルセンターの現状について
  - (3) エコサイクルセンター施設見学  
( 休 憩 )
  - (4) 主な検討項目（案）について
  - (5) マスタープラン検討フロー及び策定スケジュール（案）について
  - (6) 将来予測手法（案）について
  - (7) 調査項目（案）について
  - (8) その他
- 6 閉会挨拶

高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方  
に関する基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想（以下「マスタープラン」という。）を県が策定するにあたり、公平かつ独立した立場からその内容を検討するとともに、県に助言及び提案するため、高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 廃棄物処理団体関係者
- (3) 経済団体関係者
- (4) 消費者団体関係者
- (5) 行政関係者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日からマスタープランが策定されるまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、第1回の会議の招集は、林業振興・環境部長が行う。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議は公開とする。ただし、委員会において特に必要と認める場合は、非公開とすることができる。

4 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、林業振興・環境部環境対策課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で協議のうえ別に定める。

附 則

この要綱は平成28年5月26日から施行する。